

☆社会福祉法人潮音会☆

柏風園居宅介護支援事業所

「指定居宅介護支援」重要事項説明書 2022.05

当事業所は介護保険の指定を受けています。(青森県指定 第 0272100389 号)

当事業所は指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆居宅介護支援とは

利用者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご利用者の心身の状況やご利用者とそのご家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご利用者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

1. 事業者

- | | |
|-----------|-------------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 潮音会 |
| (2) 法人所在地 | 青森県つがる市木造筒木坂鳥谷沢 18 番地 9 |
| (3) 電話番号 | 0173-45-3006 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 西久保 哲 司 |
| (5) 設立年月 | 昭和 53 年 1 月 14 日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|------------|--|
| (1) 事業所の種類 | 指定居宅介護支援事業所 |
| (2) 事業の目的 | 高齢者が要介護状態又は要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とします。 |

- (3) 事業所の名称 柏風園居宅介護支援事業所
- (4) 事業所の所在地 法人に同じ
- (5) 電話番号 0173-45-3006
- (6) 事業所管理者 梶浦 幸世里
- (7) 運営方針 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。
- 市町村、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等の保健・医療・福祉サービスとの連携に努めます。
- (8) 開設年月 平成12年4月1日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 つがる市木造・車力・稲垣地区
- 通常の事業実施地域以外の居宅介護支援に要する交通費は、超える部分についてkmあたり40円となります。
- (2) 営業日及び営業時間
- 営業日 原則として月曜日から金曜日。
- 営業時間 午前8時30分から午後5時30分。
- 電話等により24時間常時受付等が可能な状態としております。

4. 職員の体制

- 管理者 1名 (介護支援専門員兼務)
- 管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行います。
- 介護支援専門員 2名
- 介護支援専門員は、要介護者及び要支援者の依頼を受けて、居宅サービス計画を作成するとともに、指定居宅サービス事業者との連絡調整、必要時の介護保険施設への紹介等を行います。
- 事務職員 1名 (兼務)
- 事務職員は、必要な事務を行います。

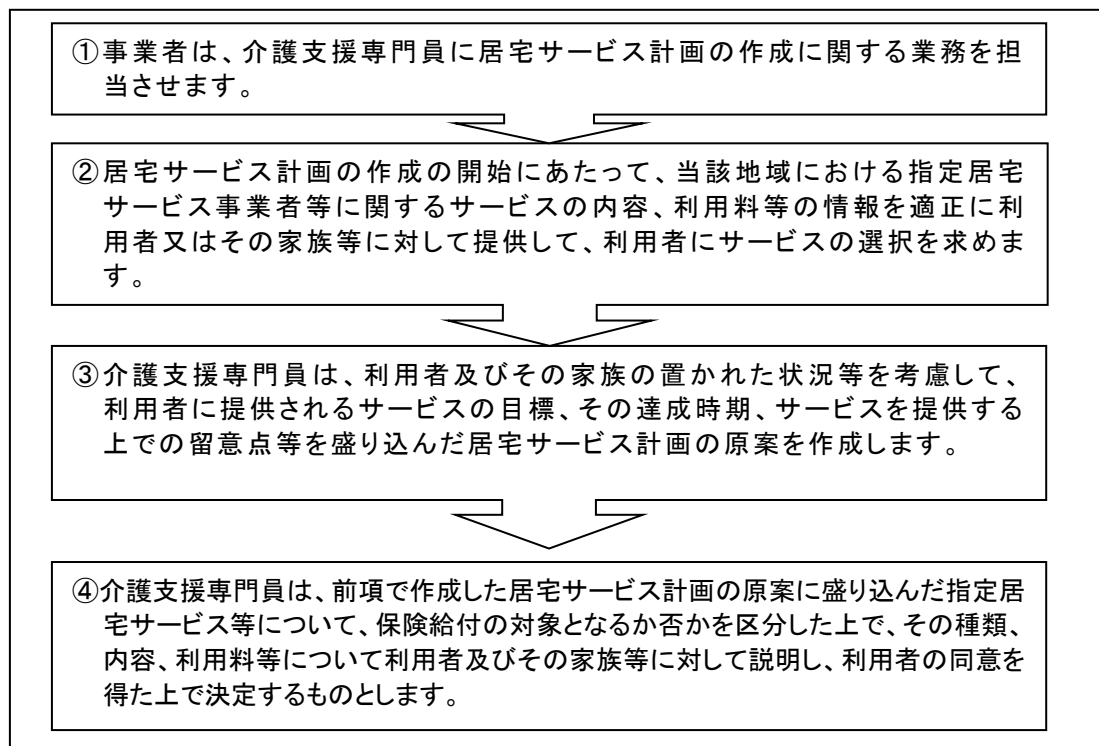
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

- (1) サービスの内容

①居宅サービス計画の作成

ご利用者のご家庭を訪問して、ご利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

<居宅サービス計画の作成の流れ>



②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③居宅サービス計画の変更

ご利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④介護保険施設への紹介

ご利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

（２）サービス利用料金

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合は、自己負担はありません。ただし、通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をサービス終了時にいただきます。

６．事業者の義務

（１）事業者の記録作成・交付の義務

- 一 事業者は、利用者に対する居宅介護支援の実施について記録を作成し２年間保管し、利用者又は代理人の請求に応じこれを閲覧させ、又は複写物を交付するものとします。
- 二 事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合等、利用者から申し出があった場合には、利用者に対し直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

（２）守秘義務等

- 一 事業者、介護支援専門員又は従業員は、居宅介護支援を提供する上で知り得た利用者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、職員退職後およびサービスの終了した後も継続します。
- 二 前項にかかわらず、医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当学会議等必要がある場合に限り、利用者又はその家族等の個人情報を用います。

７．事故発生時の対応・損害賠償

サービスの提供により事故が発生した場合には、応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村、ご家族に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

事業者は、居宅介護支援の実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。

但し、利用者に故意又は過失が認められる場合は、利用者の心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。

８．サービス利用・提供の終了

（１）サービスの終了事由

利用者は、以下の各号に基づくサービスの提供の終了がない限り、事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- 一 利用者が死亡した場合

- 二 要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- 三 利用者が介護保険施設に入所した場合
- 四 事業者が解散、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- 五 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 六 正当な理由に基づき、事業者からサービス提供を解除された場合

（２）利用者からの中途解除

- 一 利用者は、サービス利用を中途解約することができます。この場合には、利用者はサービス利用終了を希望する日の２日前までに事業者へ通知するものとします。
- 二 利用者は、事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合は、サービス利用を即時に解除することができます。

（３）利用者からのサービス利用解除

利用者は、事業者もしくは介護支援専門員が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本サービス利用を解除することができます。

- 一 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく居宅介護支援を実施しない場合
- 二 事業者もしくは介護支援専門員が守秘義務に違反した場合
- 三 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失により利用者もしくはその家族等の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本サービス利用を継続しがたい重大な事情が認められる場合

（４）事業者からのサービス提供解除

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、サービス提供を解除できます。

- 一 居宅介護支援の実施に際し、利用者が、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知などを行い、その結果、サービス提供を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二 利用者が、故意又は重大な過失により事業者もしくは介護支援専門員の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本サービス提供を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

９．苦情の受付について

- （１）当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

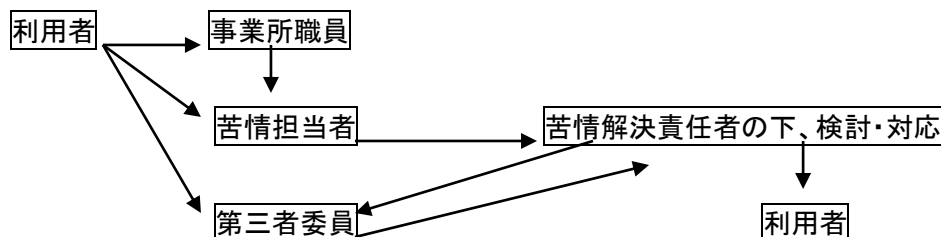
○苦情受付窓口（担当者）　〔介護支援専門員〕　梶浦幸世里

○受付時間　　毎週月曜日～金曜日　８：３０～１７：３０

（ＦＡＸは毎日２４時間受付・０１７３-４９-５０１５）

○苦情解決責任者　〔柏風園園長〕　西久保　哲　司

(2) 苦情処理体制



(3) その他の苦情受付

当事業所以外に、お住まいの市町村又は青森県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

- ・ つがる市福祉課介護保険係 0173-42-2111
- ・ 青森県国民健康保険団体連合会（苦情処理委員会） 017-723-1336

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

柏風園居宅介護支援事業所 説明者 介護支援専門員 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始、および必要ある場合の個人情報利用に同意しました。

利用者 住所

氏名 印

（家族氏名） 印

※この重要事項説明書は、厚生省令第38号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。